

確定申告期限の柔軟な取扱いについて  
— 4月17日（金）以降も申告が可能です —

令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限につきましては、先般、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年4月16日（木）まで延長いたしました。

期限を延長した結果、確定申告会場の混雑は例年に比べかなり緩和されています。

各確定申告会場においては、感染防止に万全の措置を講じております。また、ご来場いただいた納税者の皆さまには、マスクの着用やアルコール消毒液の利用をはじめとした感染予防にご協力をいただいております。確定申告会場での感染はこれまで確認されておりません。

申告実績を見ると、自宅からの e-Tax による申告の増加などもあり、既に昨年の約9割の申告がなされています。

今後とも、申告相談に当たっては、感染リスクの防止を更に徹底してまいります。

【確定申告期限の柔軟な取扱いについて】

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

【4月17日以降の申告相談について】

現在までの申告状況を踏まえれば、4月17日（金）以降に税務署へお越しになる方の数は、比較的限定的となると考えられます。そこで、4月17日（金）以降の申告相談につきましては、確定申告会場のように先着順に申告相談をお受けする方式ではなく、納税者の皆さまにお待ちいただくことなくスムーズに申告できるよう、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配慮した形で行うことといたします。

国税庁では、確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等による e-Tax などの手段をご用意しています。ぜひ利用いただくよう、お勧めします。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

また、令和元年分の還付申告については、5年間（令和6年12月31日まで）申告することが可能です。

（還付申告の例）

給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税等）・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）により還付を受けられる方 等

- ・ [4月17日（金）以降の申告・納付の対応について](#)
- ・ [申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ（PDF/708KB）](#)
- ・ [（4月17日以降に申告をされる方へ）4月17日以降に申告される方の口座からの振替日は、個別に連絡いたします（PDF/101KB）（令和2年4月6日）](#)
- ・ [（振替納税をご利用の方へ）口座からの振替日が、申告所得税は5月15日（金）、個人事業者の消費税は5月19日（火）になります（令和2年3月11日）](#)

# 令和元年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）

## はじめに

- 確定申告書には、**申告書A**と**申告書B**がありますが、株式等に係る譲渡所得等の申告は、「**申告書B第一表、第二表**」及び「**申告書第三表（分離課税用）**」の申告書用紙で行います。  
この場合、譲渡所得等の金額の計算は、「**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書**」で行います。
- この冊子は、「**令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用**」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）と併せてご覧ください。
- 令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**令和2年2月17日（月）から同年3月16日（月）まで**です。  
なお、還付申告書は、令和2年2月14日（金）以前でも提出できます。
  - ・ 申告書は、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。（郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が**申告期限（令和2年3月16日（月））**内となるよう、お早めにご送付ください。）
  - ・ 税務署の閉庁日（土・日曜日・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんが、**一部の税務署**では、**2月24日（月）と3月1日（日）**に限り**日曜日・祝日等**でも、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。  
詳しくは、国税庁ホームページで確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 令和元年分とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

## 目次

- この冊子では、確定申告書の**記載手順**・次の事例の**記載例**と国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」の**入力手順**・**具体的入力例**、参考として「**株式等の譲渡所得等のあらまし**」などを掲載しています。  
(ページ)
- (1) 確定申告書の記載手順 ..... 2～3
- (2) 【事例1】 特定口座を利用していないケース ..... 4～11
- (3) 【事例2】 特定口座を利用しているケース ..... 12～17
- (4) 【事例3】 上場株式に係る譲渡損失を繰り越すケース ..... 18～23
- (5) 【事例4】 特定口座の譲渡損失を配当所得等から控除し翌年以後に繰り越すケース ..... 24～29
- (6) 【事例5】 前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得及び配当所得等から控除するケース ..... 30～34
- (7) 国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」の入力手順など ..... 35
- (8) 【事例6】 国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」を利用した具体的入力例 ..... 36～43
- (9) 【参考1】 令和元年分 株式等の譲渡所得等のあらまし ..... 44～62
- (10) 【参考2】 給与所得金額の計算表など ..... 63

## ⚠ 申告書第三表（分離課税用）が変わりました!!

～「**上場株式等の譲渡所得等に関する事項**」欄の記入漏れにご注意ください～

令和元年分以降用から、申告書第三表（分離課税用）に「**上場株式等の譲渡所得等に関する事項**」欄が設けられました。この欄には、申告することを選択した特定口座（源泉徴収口座）に係る上場株式等の譲渡所得等など、**申告する株式等の譲渡所得等について源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の合計額**を記入します。確定申告書等の作成に当たっては、記入漏れにご注意ください。

なお、申告書B第一表、第二表の源泉徴収税額を記入する各欄にも、従前どおり記入します。

- 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額 ⑨4

記入方法については、**56ページ**をご覧ください。